



令和5年5月16日（火）
日光市立猪倉小学校
保健室

新型コロナウイルスの5類移行に伴う学校の対応

5月8日から新型コロナウイルス感染症が、法律上の5類感染症へと移行されたことに伴い、学校においても対応が変更となりました。5月8日マチコミにてデータベースで配信、また、5月9日に紙ベースで配付しました『新型コロナウイルス感染症対策及び対応の考え方について』の内容のとおりとなりますが、毎朝の検温について、欠席連絡について、欠席と出席停止の扱いについて、新型コロナウイルス感染症に感染した場合の出席停止の取扱いについて、の4点をこちらのほけんだよりを通して、もう一度お伝えいたします。新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、学校での対応が変更になる場合があります。その際には、また改めてお伝えいたします。5月8日からの学校での対応については下記の通りです。

1. マチコミや検温カードへの体温の記録、及び学校への提出について

マチコミへの検温入力や検温カードの提出に、御協力いただき大変ありがとうございました。
5月8日からは、マチコミへの体温の入力や検温カードの提出は不要となります。
児童の健康状態については、
毎朝の健康観察の時間を通して把握をしております。

2. 欠席連絡について

学校を欠席や遅刻をする場合や、体調面での不安がある場合、学校で配慮してほしいこと、伝えておきたいこと等がある場合には、マチコミにてご連絡ください。
体温管理の画面に、連絡事項を入力できる欄がございますので、そちらをご利用ください。



【マチコミでの連絡事項の記入方法】

* マチコミホーム画面→体調管理→日付を選択し登録ボタンを押す
→【連絡事項を記入してください】の欄に書き込む→保存

3. 欠席と出席停止について

5月8日から、かぜ症状（発熱 のどの痛み 咳 頭痛 息苦しさ など）は、欠席扱いとなります。コロナウイルス感染症に感染した場合や、インフルエンザに感染した場合は、出席停止扱いとなります。また、濃厚接触者につきましては、保健所から濃厚接触者と特定されることがなくなり、外出自粛については本人の判断に委ねるということになったため、登校することが可能となります。

【裏面に続きます】

4. 新型コロナウイルス感染症に感染した場合の出席停止の取り扱いについて

出席停止扱いとなる日数の基準が

『発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快したあと1日を経過するまで』と変更になりました。

出席停止期間の起点となる発症日は医師が判断しますので、受診時に確認をお願いします。

例	発症日		発症後					
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後1日目に症状軽快	発症日	症状軽快	症状軽快 後1日目	症状軽快 後2日目	症状軽快 後3日目	症状軽快 後4日目	登校可能	
	出席停止							
発症後2日目に症状軽快	発症日	発熱等の 症状あり	症状軽快	症状軽快 後1日目	症状軽快 後2日目	症状軽快 後3日目	登校可能	
	出席停止							
発症後3日目に症状軽快	発症日	発熱等の 症状あり	発熱等の 症状あり	症状軽快	症状軽快 後1日目	症状軽快 後2日目	登校可能	
	出席停止							
発症後4日目に症状軽快	発症日	発熱等の 症状あり	発熱等の 症状あり	発熱等の 症状あり	症状軽快	症状軽快 後1日目	登校可能	
	出席停止							
発症後5日目に症状軽快	発症日	発熱等の 症状あり	発熱等の 症状あり	発熱等の 症状あり	発熱等の 症状あり	症状軽快	症状軽快 後1日目	登校可能
	出席停止							

*発症日とは…症状が出始めた日のことです。(発熱、のどの痛み、咳、頭痛など症状が出始めた日)

*無症状の場合…症状がなく無自覚で陽性の反応がでた場合は、検体採取日を発症日(0日)とします。

*症状が軽快とは…解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることです。

新型コロナ総合相談コールセンター



- ①発熱等の症状に関する健康相談(受診先の案内等)
- ②コロナワクチン接種に関する相談(副反応等)
- ③コロナの後遺症に関する相談(受診先の案内等)

相談窓口が
1本化されました!



TEL: 0570-550-096

その他、栃木県のホームページでは

『【新型コロナ】5類感染症への位置づけ変更に係る変更点について』
詳しく掲載されています。対応に迷ったときには、参考になさってください。
こちらのQRコードを読み取ると、栃木県ホームページが見れます。

